

償 却 資 産 と は

会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その事業の用に供している構築物、機械、器具、備品等をいいます。

貸しビルのテナントなど家屋の賃借人が、店舗などに取り付けた付帯設備（事業の用に供しているもの）については償却資産とし、賃借人が納税義務者となります。

具体的に例示をすると次のようなものです。

1. 構築物

受変電設備、予備電源設備、舗装路面、テニスコート、ゴルフ練習場のネット設備・芝生等、門、塀、看板（広告塔等）建物附属設備（建築設備・内装・内部造作等）等

2. 機械及び装置

各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備、太陽光発電設備等

3. 船舶

ボート、はしけ、釣舟、漁船、遊覧船等

4. 航空機

飛行機、ヘリコプター、グライダー等

5. 車両及び運搬具

大型特殊自動車（分類記号が「0」又は「9」の車両）、貨車、客車等

6. 工具、器具及び備品

パソコン、陳列ケース、事務机、検査工具、金型、自動販売機、電気器具、医療機器等

（注1）償却資産の対象から除かれるもの

- ・無形固定資産（鉱業権、営業権等）
- ・自動車、原動機付自転車のように自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ・耐用年数1年未満の償却資産又は取得価額10万円未満の償却資産で損金算入したもの
- ・20万円未満の償却資産で3年間の一括償却を選択したもの

（注2）下記に掲げる資産も申告対象となります

- ・福利厚生のに供するもの
- ・建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却資産であっても、賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供しているもの
- ・遊休又は未稼働の償却資産であっても、賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供することができるもの
- ・改良費（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います）
- ・家屋に施した建築設備・造作等のうち、受変電設備等、償却資産として取り扱うもの。（該当する資産は構築物として申告してください。）
- ・使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別償却をしているもの